第八・六十一条　支払及び清算の制度

一方の締約国は、内国民待遇を確保しつつ、自国の領域に設立された他方の締約国の金融サービス提供者に対し、公的機関が運用する支払及び清算の制度並びに通常の業務において利用可能な公的な資金供与及びリファイナンスの制度の利用を認める。この条の規定は、一方の締約国の最終的な決済手段の貸手の利用を認めることを意図するものではない。

第八・六十二条　自主規制団体

一方の締約国は、他方の締約国の金融サービス提供者が一方の締約国の金融サービス提供者と平等に金融サービスを提供するため自主規制団体の構成員となり、これに参加し、若しくはこれを利用することを要求する場合又は金融サービスの提供に当たり自主規制団体に対し直接若しくは間接に特権若しくは利益を与える場合には、当該自主規制団体が第八・八条に定める義務を遵守することを確保する。

第八・六十三条　情報の移転及び処理

1　締約国は、電磁的手段によるデータの移転を含む情報の移転若しくは金融情報の処理又は機器の移転が金融サービス提供者の通常の業務の遂行にとって必要である場合には、当該情報の移転又は金融情報の処理を妨げる措置をとってはならず、また、国際協定に適合する輸入規則に基づく場合を除くほか、当該機器の移転を妨げる措置をとってはならない。

2　1の規定は、個人情報、プライバシー並びに個人の記録及び勘定の秘密を保護する締約国の権利を制限するものではない。ただし、当該権利が第B節から前節まで及びこの款の規定を回避するために行使されないことを条件とする。

第八・六十四条　効果的なかつ透明性のある規制

1　締約国は、金融サービスを提供するための免許を要求する場合には、当該免許を得るための要件及び手続を公に利用可能なものとする。

2　締約国は、申請を審査するために申請者から追加的な情報を得る必要がある場合には、不当に遅滞することなく当該申請者に通知する。

3　締約国は、一般に適用される規約であって、自国の領域に所在する自主規制団体によって採用され、又は維持されるものを、利害関係を有する者が知ることのできるような方法により、速やかに公表し、又は公に入手可能なものとすることを確保するよう努める。

第八・六十五条　信用秩序の維持のための適用除外

1　この協定のいかなる規定も、締約国が信用秩序の維持のための措置を採用し、又は維持することを妨げるものではない。当該措置には、次の措置を含む。

(a)　投資家、預金者、保険契約者又は信託上の義務を金融サービス提供者が負う者を保護するための措置

(b)　当該締約国の金融システムの健全性及び安定性を確保するための措置

2　1に規定する措置については、この協定に適合しない場合には、この協定に基づく締約国の義務を回避するための手段として用いてはならない。

3　この協定のいかなる規定も、締約国に対し、個々の顧客に関する事項及び勘定に関連する情報、公的機関が所有する秘密の情報又は公的機関が専有する情報の開示を要求するものと解してはならない。

第八・六十六条　郵便保険事業体による保険サービスの提供

1　この条は、締約国が自国の郵便保険事業体に対して一般公衆に向けて直接の保険サービスの引受け及び提供を認める場合において適用する規律を定める。この条の規定の対象となるサービスには、締約国の郵便保険事業体による信書又は小包の取集、運送及び配達に関する保険サービスの提供を含まない。

2　締約国は、1に規定する保険サービスの提供について、自国の市場において同種の保険サービスを提供する民間のサービス提供者と比較して郵便保険事業体に有利となるような競争上の条件を作り出す措置を採用し、又は維持してはならない。当該措置には、次に定めることによるものを含む。

(a)　保険サービスを提供する民間のサービス提供者の免許について、締約国が同種の保険サービスを提供する郵便保険事業体に課する条件よりも重い条件を課すること。

(b)　保険サービスを販売するための流通経路について、締約国が同種の保険サービスを提供する民間のサービス提供者に適用する条件よりも有利な条件で郵便保険事業体が利用することができるようにすること。

3　締約国は、郵便保険事業体による1に規定する保険サービスの提供に関して、民間のサービス提供者による同種の保険サービスの提供について適用する規制及び執行活動と同様のものを適用する。

4　締約国は、3に定める義務を履行するに当たり、1に規定する保険サービスを提供する郵便保険事業体に対し、当該保険サービスの提供に関する年次財務諸表を公表することを要求する。当該財務諸表は、同種の保険サービスを提供する株式が公開された民間企業について当該締約国の領域において適用される一般的に認められている会計及び監査の原則、国際的に受け入れられている会計及び監査の基準又はこれらと同等の規則に基づいて要求される詳細の程度及び監査基準を満たすものとする。

5　1から4までの規定は、次のいずれかの場合には、締約国の領域に所在する郵便保険事業体については、適用しない。

(a)　当該締約国が、直接又は間接に当該郵便保険事業体を所有し、又は支配していない場合。ただし、当該締約国が、自国の市場において同種の保険サービスを提供する民間のサービス提供者と比較して、保険サービスの提供における競争条件を当該郵便保険事業体に有利に修正する便宜を維持していない場合に限る。

(b)　当該郵便保険事業体が引き受ける元受けの生命保険及び生命保険以外の保険の売上げが、それぞれ、当該締約国の市場で元受けの生命保険及び生命保険以外の保険から生じた年間の保険料収入の総額の十パーセントを超えない場合

第八・六十七条　金融規制に関する協力

両締約国は、附属書八―Aの規定に従って金融規制に関する協力を促進する。

第六款　国際海上運送サービス

第八・六十八条　適用範囲及び定義

1　この款は、前三節の規定に基づく国際海上運送サービスの提供に関する規制の枠組みの原則を定める。また、この款の規定は、国際海上運送サービスの貿易に影響を及ぼす締約国による措置について適用する。

2　この章の規定の適用上、

(a)　「コンテナー・ステーション及びデポ・サービス」とは、港頭地区又は内陸部において、バン詰め、バン出し、補修及び船積み可能な状態にすることを目的として、コンテナーを保管する活動をいう。

(b)　「通関サービス」とは、他の者に代わって貨物の輸入、輸出又は通過運送に関する税関手続を遂行する活動をいう。この場合において、このサービスが、サービス提供者の主たる活動であるか、又は主たる活動を通常補完するものであるかについては、問わないものとする。

(c)　「戸口間一貫運送事業又は複合運送事業」とは、単一の運送書類による二以上の運送方法を使用する貨物の運送（国際海上運送の行程を含むものに限る。）をいう。